

1月31日 26春闘討論集会(千代田区春闘共闘)を開催

講演 井澤 智(東京地評事務局長)さんを迎えて

1月31日に千代田区春闘共闘の26春闘討論集会が開かれました。

そこで、26春闘に関する問題で講演が行われました。以下、講演の内容です。

労働組合の存在意義を学び、力強い要求を練り上げよう

東京地評加盟組合の25春闘の取り組み、26春闘への課題



講師：井澤 智さん

はじめに

労働運動とは、資本主義社会において資本家階級からの搾取と抑圧に反抗・抵抗し、労働者が団結して自らの要求をかかげ、労働条件の改善と社会的地位の安定と向上を獲得するため、使用者と対峙する運動です。

現代では、基本的人権、社会保障制度全般の整備と拡充、平和な社会と国際社会・秩序の構築など国民的課題にも取り組み、政治的権利の拡大、民主主義の徹底などを目的とした社会的労働運動も取り組んでいます。

労働組合は、「労働力の価値は労働組合の自覚的かつ明示的な基礎をなす。労働組合の労働者階級にとっての重要性はいくら誇張してもしすぎることはない。労働組合の目標は、諸産業部門の伝統的な賃金水準を下回るような賃下げを防止することである。すなわち、労働力の価格がその価値を下回することを防ぐことである」

労働力の価値の維持：資本家は常に賃金を労働力の価値（労働者が生活し、次世代を育てるために必要な生活資料の価値＝生計費の原則）以下に押し下げようとします。労働組合はこれに抵抗し、「労働力の価格がその価値を下回することを防ぐ」防波堤として機能します。

労働組合の最大の役割は、資本家による過度な賃下げから労働者階級を守り、労働力の再生産に必要な価値を維持することです。

労働者階級にとっての重要性：個々の労働者は資本に対して圧倒的に不利な立場にありますが、団結することで初めて対等に近い交渉力を持ちます。そのため、マルクスは組合の意義を「いくら誇張してもしすぎることはない」と高く評価しました。資本主義社会において労働力が「商品」として売買される中で、労働力の「価格」が市場の需給によって、価格(賃金)がその価値(再生産に必要な生活費)を下回らないように防

衛する組織として労働組合は重要であると論じました。

日本において労働組合と活動は、憲法の保障する労働基本権＝日本国憲法第 28 条で保障されています。労働 3 権、労働者が使用者と対等な立場で労働条件を決定するために持つ「団結権」「団体交渉権」「団体行動権（争議権）」の 3 つの権利を行使し、使用者と対等に交渉し、使用者団体との間で労働条件などをめぐって労働協約を結ぶことができます。

1、春闘のはじまりー日本独自の賃金闘争

春闘とは、日本において毎年 2 月頃から行われるベースアップ等の賃金の引上げや労働時間の短縮などといった労働条件の改善を交渉する（日本独自の）労働運動です。

春闘の歴史は、1954 年に賃上げを目的とした 5 つの主要な単産別労働組合（炭労、私鉄総連、合化労連、電産、紙パ労連）による共同闘争組織が結成され、1955 年に全国金属、化学同盟、電機労連が加わり「8 単産共闘会議」に発展しました。この時、すべての産業に波及するような統一賃金闘争を春に一斉なおこなう春闘の基礎が固まり、春闘がはじまったと言えます。

春闘は、経済力のある産業（5 単産など）が先行して交渉して高い賃上げを獲得し、他の産業がそれに追従する「チャンピオン・バーゲニング（先導的交渉）」の考え方で、日本全体の賃金水準引き上げを目指し、その役割を果たしてきました。

現在でもパターンセッター（相場形成役）として闘争形態は受け継がれ、JMITU など先行組合（春闘回答指定期日早い）が成果を獲得し、国民春闘をたたかう全ての労働組合の賃金引上げ闘争をけん引し、鼓舞しています。

春闘は 1974 年に賃上げ率 32.9%をピークに、財界と政府が春闘解体・切り崩しを行い、日本生産性本部が提示する労働生産性の向上と賃上げがリンクされて「管理春闘」がはじまり、1989 年のナショナルセンターの解体、労働者の実質賃金が上がらない「失われた 30 年」となり、春闘が未組織労働者から遠い存在となりました。

『近年の自動車産業の一部の労働組合に見られる「ベアを公表しない」動きは、70 年にわたる春闘の歴史的な役割と成果を顧みないものと言えます』

2、25春闘を振り返ってー到達と特徴

（1）25 国民春闘共闘委員会 回答状況

25 春闘での要求水準は、単純平均（一組合あたりの平均）で 3 万 5313 円・11.08%となりました。過去最高の要求水準となった 24 春闘での 3 万 1983 円・10.02% を 3330 円・1.06 点上回りました。有額回答の単純平均（一組合あたりの平均）は、9280 円・3.31%・組合員 9 万 8959 人となりました。加重平均（組合員一人あたりの平均）は 8468 円・2.85%となりました。今期は規模の大きい医療関係で厳しい回答状況となったことが加重平均を押し下げた要因となっています。

非正規雇用者の賃上げ状況は、時給制労働者では平均額は 46.1 円、4.63%で、地域別最低賃金の全国加重平均引上げ額 51 円・5.1%にとどかない厳しい回答状況となりました。引上げ額では、日本医労連の組合で時間額 250 円、生協労連の組合で 120 円、化学一般労連の組合で 110 円、福祉保育労の組合で 100 円、JMITU の組合で 84 円、建交労の組合で 80 円など、38 組合の月額換算（月 150 時間換算）で 1 万円を超える回答を引

き出しています。

(2) 要求提出・スト権 (実行数)

調査組合 (交渉単位) 2467 組合のうち、要求提出が確認できているのは 63.2%となる 1560 組合です。前年最終集計 (2024 年 7 月 4 日 : 1623 組合・65.3%) を 2.1 割下回りました。

ストライキ権は調査組合の 51.6%にあたる 1274 組合での確立が確認できています。前年最終集計 (1417 組合・57.1%) と比べ 5.5 割減となっています。25 春闘賃上げ回答集中日翌日 3 月 13 日の全国統一行動日や 4 月 9 日の第 2 波全国統一行動を中心に、202 組合がのべ 273 回のストライキを配置し、そのうち 177 組合が延べ 236 回のストライキを実施しました。日本医労連の全国組合を行動単位で算出すると 331 組合で延べ 509 回のストライキ決起となりました。前年の 196 組合 237 回の約 2 倍の規模となり奮闘しました。

25 春闘 スト権確立 1274 件 前年 1417 組合 (最終)
スト実施組合 177 組合 前年 161 組合 (最終)

国民春闘集計結果 (2025.7.3)

	単純平均		加重平均	
	額	率	額	率
25春闘	9280	3.31%	8468	2.85%
2024春闘	8503	3.23%	10163	3.49%
2023春闘	6483	2.59%	6318	2.31%
2022春闘	5960	2.06%	5655	2.02%
2021春闘	4886	1.84%	5969	1.93%
2020春闘	4982	1.97%	6085	2.12%

国民春闘集計結果 (2025.7.3)

	要求提出率	スト権確立率	スト実施率
25春闘	63.2%	51.6%	7.2%
2024春闘	65.3%	57.1%	6.5%
2023春闘	63.6%	56.6%	8.0%
2022春闘	61.0%	49.3%	4.8%
2021春闘	64.3%	61.7%	10.2%
2020春闘	67.8%	47.1%	7.3%

(3) 職場の制度諸要求で前進 初任給引上げ、両立支援、熱中症、

ハラスメント対策などの要求前進！ジェンダー平等も広がる

正規雇用労働者での制度的諸要求の獲得報告は 803 件。内訳は、労働時間の短縮関係 97 件、所得関係 135 件、両立支援・母性保護 62 件、労災対策・労働安全衛生 50 件、感染症対策 14 件、雇用保障 54 件、ハラスメント防止 16 件、諸手当 247 件、その他 (職場環境改善など) 128 件となっています。

特徴的なものでは、安全衛生 50 件 (前年 21 件) となっており、

<自交総連> 「クールビズ対応」

<生協労連> 熱中症アラート発生日は 2ℓ の飲料支給・アラート発生日以外の日は 500 ml を 2 本支給し支給期間を 4 週間拡大、空調服を委託社員にも無償貸与、荷台クーラー車 105 台導入、冷感シャツ・スパッツ導入」新など、熱中症対策強化が講じられています。

ハラスメント防止関連 16 件 (前年 4 件) に関しては、

<JMITU> 「ハラスメント禁止協定締結」、「カスハラ研修開催」、

<自交総連> 「カスハラ防止ステッカー」

<出版労連> 「ハラスメント根絶・ハラスメント窓口の周知徹底」新、

<日本医労連> 「新ラーニング講座の必須講座として “職員のためのハラスメント対応 (管理職編) (一般・指導職編) ”、“コンプライアンス” を指定予定」、「NO ハラスメント宣言発出」新、

<福祉保育労> 「虐待・ハラスメントに関する研修を管理職含む全職員対象に実施」、「ハラスメント対応の

独立した機関の設置を検討」となっています。職員間でのハラスメントから取引先業者とのハラスメント対策を強化されています。

(4) 25 最賃闘争

東京春闘は、都内のパート・アルバイトの募集時給に最低賃金改定がどう反映しているかを十数年にわたって調査を続けてきましたが、近年は最賃額との差が縮まる傾向がはっきりしてきました。

この調査を受けて 25 年の最賃改定には世論と運動の広がりをつくることに力を入れました。近年、東京地方最賃審議で目安額を上回る引上げが行われていない状況を踏まえ、中央最低賃金審議会（中賃）に対する意見書提出を強めました。

1) 最賃審議会へ向けた運動と世論づくり

①最賃デー、地域・ターミナルでのゾーン宣伝の実施

②署名の到達

全国版 1万9632筆（前年2万0223筆、一昨年1万2047筆）

東京版 1万8989筆（前年2万0545筆、一昨年1万7782筆）

③東京労働局（賃金課）との交渉

④東京地方最低賃金審議会に地評加盟組合から意見書 203 団体集約

東京春闘・東京地評加盟組合から 203 団体、その内東京土建では全 36 支部や分会等が 182 件提出しました。またハガキによる意見表明は 117 人から寄せられました。

2) 25 年度最低賃金改定◇東京は 1226 円

運動の力 全都道府県で最賃 1000 円超え、全国加重平均 1121 円

発効日遅れ続出、秋田は半年遅れの来年 3 月

『東京の最低賃金額』の推移

単位：円

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	前年比	伸び率
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
958	985	1013	1013	1041	1072	1113	1163	1226	63	5.42%

9 月に入ってようやく全国の最賃が出そろい、全国加重平均は 1121 円とすべての地域で初めて 1000 円を超えました。しかし、東京の生計費 2000 円から見れば非常に低い水準と言わざるを得ません。目安額を上回った自治体は 39 道府県で実に 80%超となりました。目安制度の有り方、全国一律制度の必要性が改めて浮き彫りとなっています。引上げ額最高は熊本県の 82 円、次いで大分県 81 円、秋田県の 80 円と続きます。

発効日が半年遅れ

今年度の地賃は発効日が慣例から大きく先延ばしとなる事態となっています。例年通り 10 月 1 日は栃木県のみ。12 月発効が 8 県、1 月は 4 県、3 月 1 日発効が群馬、3 月 31 日の年度末は秋田となりました。秋田県は半年遅れ、最賃引上げの効果は半年遅れとなり、その間従前の最賃、労働者の経済状況は深刻さが増すこととなります。

マスコミも疑問の声

最低賃金法第一条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としています。「発効の遅延・先送り」は労働者保護と生存権保障を目的する立法趣旨から逸脱す

るものと言えます。毎日新聞（8月27日付）では、「最低賃金法では、発効期限は定められていない。しかし、発行の遅れは労働者の賃金増の遅れに直結する。さらに中央最低賃金審議会が示した目安より下回る可能性がある。」と疑問を呈しています。

経団連は「2025年経労委報告」で、最賃発効日に関して「区切りのよい年初めの1月や年度初めの4月」にすることが望まれるとしています。全国的に広がった発効日の遅れは、まさに財界の経営戦略に沿ったものです。秋田県の例では、半年の遅れによって東京との年収差は広がります。地評の生計費調査を監修した中澤准教授（静岡県立大学短期大学部）は、前述のマスコミに応え、「物価高による生計費の上昇が最低賃金の引上げの理由となっているのに、半年も据え置くことは矛盾している。」と批判しています。

東京の最低生計費 2000 円からは大きな開きがあります。最賃の大幅引上げに向けて世論喚起、中小企業支援策拡充が強く求められます。

3、情勢の特徴

（1）労働経済情勢

時間制に近い状態にまで時間短縮が進んできたのに対して、日本では依然として長時間労働が社会問題とされ、フルタイム労働者の平均では年間二〇〇〇時間を超える状態が続いているからである。」「結果的にみれば、ヨーロッパでは、時間短縮を前提とした柔軟化が今日では成立しているのに対して、日本では、長時間労働と柔軟化が並行し、あるいは重なり合っている。」田端博邦（東大名誉教授） 労働法律旬報 1831・32号 29頁「人間的な労働時間を求めて」

1) 11月の有効求人倍率 1.18倍・前月から横ばい

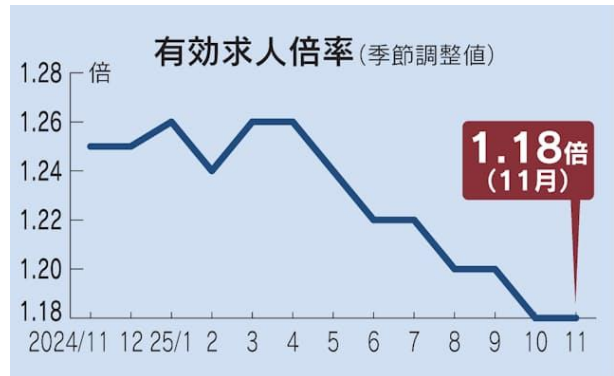
厚生労働省が昨年12月26日発表した11月の有効求人倍率(季節調整値)は1.18倍となり、前月から横ばいでした。物価高騰や省人化、最低賃金の引き上げに伴い求人を控える動きがみられるとしています。

総務省が同日発表した11月の完全失業率(季節調整値)は2.6%で、前月と同じでした。有効求人数は0.4%、有効求職者数は0.3%減となっています。景気の先行指標とされる新規求人数は、前年同月と比べて10.4%減っています。

主要産業別でみると、生活関連サービス・娯楽業は19.9%減、卸売・小売業は17.2%減、宿泊・飲食サービス業が14.1%減、製造業は12.1%減、運輸・郵便業は8.7%減。

厚労省の担当者は「宿泊・飲食サービス業で中国人観光客の減少による大きな影響は今のところみられていない」と説明しています。

高市首相の台湾有事を巡る発言を受け、中国政府は自国民に日本への渡航を自粛するよう呼びかけており、中



国人旅行客は激減しています。

2) 11月実質賃金2.8%減、11カ月連続マイナス

厚生労働省が1月8日発表した2025年11月の毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上)によると、物価変動の影響を除いた実質賃金は前年同月比で2.8%減りました。賃金は伸びているものの物価上昇には届かず、25年1月以来11カ月連続の長期間のマイナスとなりました。

名目賃金を示す1人あたりの現金給与総額は31万202円と0.5%。基本給にあたる所定内給与は27万41円で2.0%伸びました。

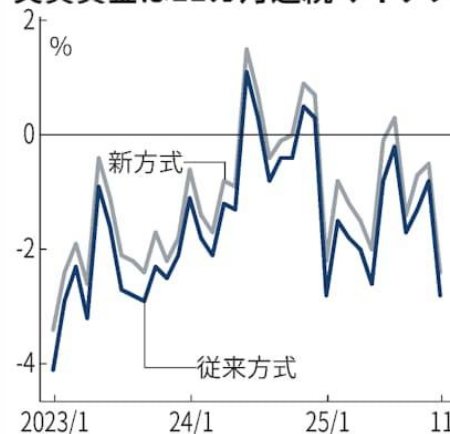
冬季賞与などの「特別に支払われた給与」は1万9293円と17.0%減りました。24年11月は24.9%の伸びと比較して大幅な減少です。例年11月は、企業による支給時期によってぶれが大きい月です。

実質賃金の計算に使う25年11月の消費者物価指数(持ち家の家賃換算分を除く総合)の上昇率は3.3%で、10月の3.4%から伸び率は縮んでいます。

コメ類の上昇率は37.1%で、10月の40.2%より伸び率が縮まっていますが、依然として超高値で固定されています。24年秋から25年にかけて流行した鳥インフルエンザの影響などにより鶏卵は12.8%上昇。原材料価格などの上昇によりコーヒー豆は51.6%、チョコレートは26.7%上がっています。生活に直結する食料品の値段が上がり続けています。

厚労省は25年3月分から実質賃金の算出に消費者物価の総合指数を使う新方式を導入した。新方式による11月の実質賃金は2.4%減と、従来方式よりも0.4ポイント高くなっています。

実質賃金は11カ月連続マイナス



(注)25年11月は速報。新方式は算出に消費者物価の総合指数を使用

(出所)厚労省

(2) 政治情勢

1) トランプ批判できず一対米従属は法の支配に優先するのか

日本政府は、米軍によるベネズエラへの軍事攻撃と一国の元首たる大統領を拉致・拘留して自国内に連行する暴挙、明々白々な国連憲章、国際法違反に対し、明確に批判できません。高市政権は、米国との同盟関係(従属)と法の支配を根幹とする外交方針と整合することができず、批判も支持もせずに態度を曖昧にするようです。トランプ政権が法の支配を度外視する事態を容認すれば、一方的な現状変更をもくろむロシアや覇権的な海洋進出を企てる中国を批判する姿勢にも一貫性を欠き、利することになります。

高市首相は1月5日、年頭の記者会見で日本の立場を「ベネズエラにおける民主主義の回復と情勢の安定化に向けた外交努力を進める」と説明し、米国の軍事攻撃について直接的に言及しませんでした。高市首相は、邦人の安全確保を最優先に関係国と緊密に連携して対応すると訴え、「日本は従来から、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値や原則を尊重してきた」と強調していますが、論理矛盾しています。

政府高官は首相の発言を踏まえ「特に欧州の主要7カ国(G7)は情勢を見極めて検証している最中だろう。日本も同様の対応になる」と述べています。

米国の攻撃を巡り、国際社会では当然「国際法違反」との批判が噴出しています。日本は「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」の維持・強化を外交方針として掲げており、この基本姿勢は今や日米同盟と深刻な矛盾に直面しているという現実です。

ベネズエラへの攻撃は、高市首相が1月2日にトランプ米大統領と電話協議をして1日足らずのうちに起きています。電話では春の首相の初訪米を調整すると合意したとしています。日本が取り得る態度は、①批判、②曖昧、③支持の選択であり、現状は曖昧な姿勢をとり続けることのようにです。

日本は過去にも米国が国際法の違反の疑いのある軍事攻撃に踏み切った際、同盟関係を重視して評価を曖昧にしてきました。直近は2025年6月の米軍によるイラン核施設への空爆で、石破前首相は「確定的な法的評価は困難だ。国際法的にどう評価があり得るのか常に検討する」と表明。その後も評価を明らかにしませんでした。かつて小泉政権は01年のアフガニスタン攻撃や03年のイラク戦争で米国を支持しました。国際法違反の武力行使の是非よりも対米従属を重視しました。

一方、日本は中国による東・南シナ海での一方的な現状変更やロシアによるウクライナ侵略を、国際法を基に批判しています。国際法違反の米国の軍事行動を支持すれば、ダブルスタンダードのそしりは間違えありません。

国際社会の評価も米国トランプ大統領の常軌を逸したかのような行動に怯えており、割れています。フランスはマクロン大統領が「独裁から解放された」とのメッセージを発したのと同時に、外務省は「国際法原則に反する」と表明しました。中国やロシアは米国を非難し、インドは「深刻な懸念事項」と指摘しました。EUは国際法の遵守をと批判しています。

国連安全保障理事会は1月5日、緊急会合を開き、米国の行為を国際法違反だと非難する声相次ぎました。会合には理事15カ国に加え、当事国ベネズエラや周辺諸国などが参加しました。ベネズエラのモンカダ国連大使は、米国の行為は「国連憲章の明白な違反」だと訴え、ベネズエラの主権だけでなく「国際法の信頼性、国連機関の権威、いかなる国も世界秩序の裁判官や当事者、執行者となることはできないという原則の正当性も危険にさらされている」と指摘しました。「国家元首の誘拐や主権国家への爆撃、さらなる武力行使をするという公然のおどしが許容、軽視されれば、法は任意であり武力が国際関係の真の権威だという壊滅的なメッセージを世界に伝えることになる」と述べ、安保理に対し責任を果たすよう求めました。

ブラジルの国連代表は「容認できない一線を越えている」と批判。デンマークの代表は「麻薬対策は他のあらゆる取り組み同様に国際法に厳格に従って行われなければならない」と強調。キューバの代表は「米国によるベネズエラへの軍事攻撃は一切正当化できない」「米国の究極の目的は麻薬密輸と戦うという誤った物語ではなくベネズエラの天然資源を支配することだ」と批判。南アフリカの代表は「力に訴えることが正しいという信念が強まり、外交が弱まっている」「主権国家への軍事侵攻は不安定さしかもたらさず危機を悪化させるということを歴史は繰り返し示してきた」と強調しました。

ウォルツ米国連大使は安保理の場において、80人以上の他国民を殺害する軍事行動を行っていないながら米国の行為は「合法的な起訴を推進するための法執行だ」などと正当化し、トランプ政権の全体の知性・法理的・倫理的水準の驚愕するレベルの低さを恥ずかしげもなく晒しだしています。マドゥーロ氏について「非合法的な『大統領』だ。国家元首ではない」などと主張しており、野に鳴く猛毒ガエルと同じです。

ベネズエラ攻撃への各国・地域の反応

日本	「ベネズエラでの民主主義の回復と情勢の安定化に向けた外交努力を進める」(高市首相)
英国	「マドゥロ政権の終焉を悲しむことはない」(スターマー首相)
フランス	「独裁から解放された」(マクロン大統領) 「国際法原則に反する」(外務省)
イタリア	「(米国の攻撃は)自衛行為だ」(メローニ首相)
EU	「国際法遵守を」(フォンデアライエン欧州委員長)
中国	「米の攻撃に深く驚愕(きょうが)し、強く非難」(外務省)
ロシア	「非難に値する」(外務省)
インド	「深刻な懸念事項で情勢の推移を注視」(外務省)
ブラジル	「爆撃と大統領拘束は許されず。一線を越えた」(ルラ大統領)

日本政府は日本国憲法の基本原則に従い、国際法に違反し、国際秩序を軍事力で破壊するような米国地ランプ政権に対して明確に批判すべきです。

2) 与野党が消費税減税で横並び？財源を含めて減税策の見極めが重要

与野党が物価高対策として「消費税減税で競い合う」構図という報道が強まっています。高市首相までが、食品を2年間は消費税の対象としないことについて「実現に向けた検討を加速する」と明言しました。食品の軽減税率をめぐり、自民党と日本維新の会は昨年10月に結んだ連立政権の合意書で「2年間に限り消費税の対象としないことも視野に、法制化につき検討を行う」と記しており、首相はこの合意に触れたうえで「私自身の悲願だ(!)」と強調しました。維新も自民と足並みをそろえています。

高市政権の「減税論」は、選挙を前に野党の争点潰しとしか考えられません。新党中道改革連合は基本政策に「食料品消費税ゼロ」を盛り込んでいます。

昨年夏の参院選では野党が消費税減税を掲げる一方、自民党は給付金による物価高対策を訴えて反対の立場でした。自民党は参院選の敗北後にまとめた総括のなかで「物価高対策が国民に刺さらず、争点設定も不発だった」として、次の衆院選に向けて自民・維新が消費税減税の側に立つことで、与野党間の政策の争点をつぶす効果を狙ったとの見方があります。

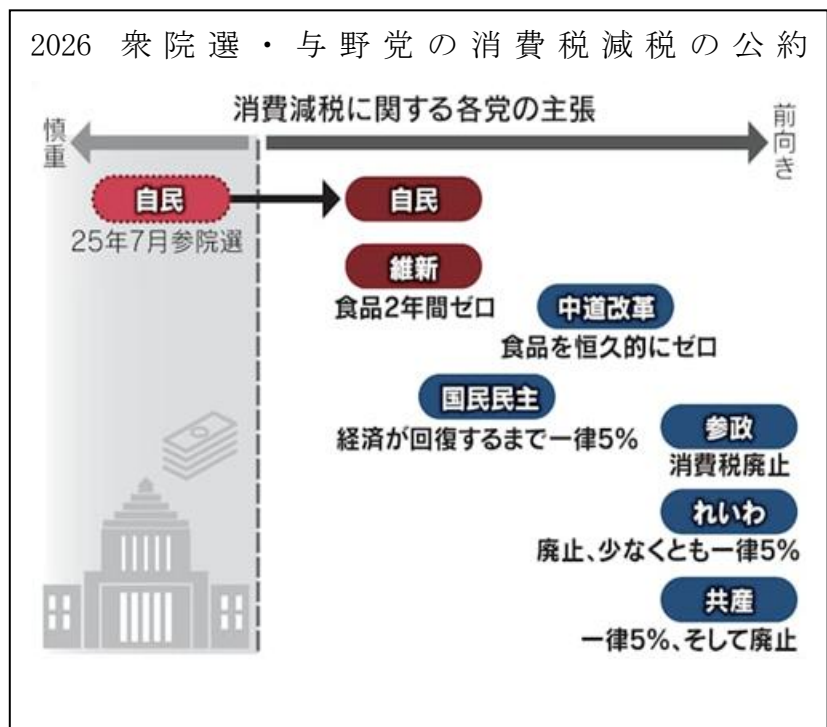
与野党の減税論に金融市場は警戒しています。食品の消費税をゼロにした場合、年間5兆円ほどの税収減になり、安定的な財源確保の議論が進まずに減税先行となれば、社会保障を支える消費税収に大きな穴が開きかねないとの見方です。

首相は財源について「歳出歳入全般の見直しが考えられる」と述べ、赤字国債に頼らず検討する姿勢を示したものの5兆円の財源確保を具体的に明言していません。

高市政権は、ガソリンなど旧暫定税

率廃止や高校無償化などでも財源確保は先送りにし、2.2兆円の財源が必要になるところ確保できた財源は1.4兆円程度です。中道改革は財源確保の手段に「新たに設ける政府系ファンドの運用」で財源をまかなうと主張しています。毎年5兆円も安定的に確保できる仕組みが実現できるかどうかは不透明です。

野村総研は、時限的に食品にかかる消費税をゼロにした場合、実質GDPを1年間で0.22%押し上げると試算。そのうえで「2年目以降は押し上げ効果はほぼ期待できない。財政と通貨の信認が傷つくことによる円安・金利上昇で日本経済が受ける代償と比べれば、経済的な恩恵は小さい」と指摘しています。



4、加盟組合の年間賃金闘争－具体的な取り組みと成果、課題

(1) 東京春闘共闘 26春闘年次総会(2025.10.22)での交流

▼JMITU 東京地本では、ストライキを背景に粘り強く闘い、単純・加重平均とも33年ぶりの水準となりました。労働組合のストライキなどたたかう姿が職場に伝わることで、組合の魅力が伝わり、組合員拡大も前進。労使関係の正常化に向けた闘いや同一労働同一賃金・均等待遇実現に力を入れて闘い前進を得ました。

▼全国一般は、24年末一時金闘争で、親会社への経営指導料1億円以上の吸い上げにより、子会社の一時金原資がなくなる。親会社との団交権確立に向けて新たに都労委に申し立てる。初任給は上がったが、中高年の賃金はほとんど上がらなかった。中小企業は、価格決定権が持っていないため、官民共同で国に対する要求行動を起こしている。非正規労働者の中では、24秋闘もまだ終わっていない。25春闘では、多くが賃上げ回答ゼロだった。非正規労働者はなかなか職場で声をあげていくことができていないため、声を上げていけるような闘いにしていきたい。

▼医療分野では、回答は全体的にはベアゼロ・定昇のみとなった。東京医労連の職場での要求討議を徹底し、指名ストを決行し800円のベアを勝ち取った。医療の賃金は公定価格の影響を受けることで、職場闘争だけでなく25春闘では、東京地評の産別・地域の垣根を超えた協力で、財務省と厚労省前行動で医療労働者の切実な声をあげられたことは力になった。来年の診療報酬改定に向けて、引き続き夏季闘争でも社会的にアピールする行動を行っていきたい。

▼建設分野では東京土建が「建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する請願署名」を112万筆集約し、国会では全会一致で建設業の若手の担い手を確保する法律が法改正された。この法改正を全組合員に周知し、賃金・単価の大幅引き上げにつなげていきたい。この間、1次下請けに止まっていた適正な賃金を、2次以下にも支払われるように要請してきている。

▼鉄道では、国労東京の25春闘ではJR各社の運輸収入が過去最高益を更新しており、物価高騰を上回る賃金を求めスト態勢を確立して果敢に闘い、要求(1万7千円)との隔たりはあるが東日本でベア1万3782円を勝ち取った。

▼三多摩春闘共闘は、25春闘のスローガンを「動けば変わる」とし、2月、3月の三多摩での集会や行動をYoutubeで動画配信し、視聴者が1万人を超え、京王バス労組のスト行動の動画は14万人が視聴した。

▼傘下の地域組織では、最賃宣伝、教員の長時間労働改善の共同宣伝、医療崩壊をくい止める宣伝などを行われました。地域労連は、地域の要求を掘り起こし、自治体に対して運動することで成果を勝ち取り、地域から信頼が得られている。

▼建交労東京は、トラックとゴミ収集分野については各10社との集団交渉を行い産別団交として実施している。

▼生協労連都連は、25春闘に向けてはストライキについての学習や論議を積み重ねたが、実行に移せなかった。総括会議では、何でストを打ち抜くことが出来なかったのかを厳しく議論した。

▼出版労連は、前年比較で16単組が上回った。出版産業は大きな構造的変化が起きていて書籍がキャラクタービジネスに変わってきている。出版大手4社(講談社、小学館、集英社、角川)とそれ以外の中小零細出版社との二極化が進み、さらには取次やフリーランスで働く労働者が最低賃金で働くという、歪な構造となっている。底上げをはかって格差是正の取組を行っていくことが必要。

▼自交総連東京は、25春闘ではライドシェア全面解禁阻止に向けて、新宿駅前での集会とデモ、国会行動、

ライドシェア推進勢力の楽天本社や日本維新の会本部前で、抗議の宣伝行動を行い、強力な抗議・反対運動により、ライドシェア推進を押しとどめてきている。25春闘では74%の職場で要求提出、職場要求のクールビズの着用や足切り額の引上げ（一定の営業収入に満たないと賃金の歩率が下げられる）、車内の清掃の必要から運行不能となった場合のドライバー負担をなくす要求などで成果を上げている。組織拡大は558人を拡大し、40人の純増となっている。

▼非正規春闘実行委員会は、要求提出済み民間144社、10自治体で78社から有額回答(5を得て、10%以上の賃上げ要求に対して、聖心インターナショナル(教育)で7%の賃上げ回答を得た以外は少額回答に留まり、56社がゼロ回答になりました。中心となる首都圏青年ユニオンは「非正規労働者を集団化して、労働関係を築いて集団的な闘いをつくるしかない」と企業の枠を超えた組織建設を強く訴えました。同時に未組織労働者を含めた非正規労働者全体の賃上げには最低賃金の引上げが重要とし、今年度の最低賃金運動の重要性が一層と鮮明になりました。

(2) 春闘一泊討論集会(2025.12.14-15) — 経験交流と26春闘への課題

(東京医労連)【秋季年末闘争の状況について】

東京医労連では秋季年末闘争における要求提出率が66.7%、首都圏では55.6%となっている。診療報酬の引き上げが物価上昇や処遇改善に追いつかず、一時金引き下げが続くなか、56単組の回答は月数1.746ヶ月、1万2373円で、前年およびコロナ前と比べても大幅に減少した。

看護師賃金の低さを指摘し、26春闘では初任給30万円、年収540万円を目標に掲げ、社会保障制度全体の見直しを含めた運動を進める必要性を強調した。

(東京自治労連)【人事委員会勧告と確定闘争の妥結内容について】。

東京都人事委員会勧告は10月に出され、11月に確定闘争が妥結し、月例給は給料表全体の引き上げ、一時金は0.05月増の4.90月となった。住居手当や地域手当なども改善され、特別区でも遡及支給が行われた。

一方で管理職の年収が大幅に増額される中、中高年齢層職員の賃金改善が今後の重要な課題として指摘された。

(三多摩労連)【最低賃金方針の修正案と東京都教職員の課題について】

最低賃金について全国1700円、東京2000円の方針に賛同しつつも、中小企業支援や内部留保活用を併記すべきと提起した。また学校現場では、担任・副担任などの手当導入により教員間の分断が進んでいると指摘し、業務実態に即した是正を求めた。メーデーの休日化に賛成し、若い組合員への学習活動を通じ、春闘の結節点として再構築する重要性を強調した。

(JMITU 東京①)【組合員が組織外に出る取り組みを重視】

JMITUでは特に産別を超えた地域や他産別との共同行動を重要視しており、4月9日最賃ビッグアクションにも参加予定。また、2月28日には金属労働者の集いを開催する。こうした大きな集会や他組織との共同行動を通じて、全国統一闘争として賃上げを勝ち取っていく方針。

(JMITU 東京②)【賞与の給与化、26春闘の闘争体制の強化】

JMITUは25年末一時金の取り組みについて、昨年と比べて支部分会平均で約2万円下がり、組合員1人当たり加重平均で261円下がったと報告。昨年と金額が同じまたは月数が同じ以上の職場は76%だった。経営側からは「一時金は古い」「賞与の給与化」などの主張が出ており、一時金を下げて初任給引き上げの原資にする動きも見られる。26春闘に向けては、ストライキを要求段階から具体的な日時や規模を経営者に伝えておくことを呼びかけている。また、闘う職場を孤立させないよう総合支援を行う伝統を守り、長期戦の場合に妥結時点からしか給料を変えないという経営側の対応に対しては産別の力で押し返していく方針。高市政権の悪政ストップのため、26春闘でも連帯して運動を進めていく考えを示した。

(港区労連・岩淵さん)【古川橋病院での不当解雇事件の闘い】

2023年4月に雇い止めされた後、10日に1回のペースで病院前スタンディングとビラ配布を行い、現在58回目を迎える。裁判は9回目の口頭弁論が行われ、2月13日に3回目の進行協議が予定されている。労働者の権利を守る憲法や法令を無視する不当な使用者を許さない姿勢を貫く決意だ。

(CU東京)【2000人組織を目指し、組織拡大に注力】

コミュニティユニオン東京は設立から16年経ち、現在約1870人の組合員がいる。駆け込み寺と助け合い機能で毎月拡大し、この半年間で126人増加した。現在の課題として、職場での要求で入ってくる方が増えており、分会や公然化など会社側との交渉を繰り返す組織が広がっている。また、行政区にローカルユニオンがない地域に組合を作る取り組みを進めており、台東区では30人ほどの支部を運営している。今後は公契約条例を足がかりに、地域の最低賃金の底上げを目指していく。

(東京地評女性センター)【ジェンダー平等にむけて実態調査を活用】

女性センターは5年に一度取り組んでいる女性労働者の実態調査を実施した。調査結果では、切実な要求として賃金引き上げと人員増が前回調査と変わらず挙げられた。職場での男女差別を感じている人が3割、ハラスメントを受けた経験がある人が約4割と全国平均より高い数字となった。26春闘では、職場や地域での対話を進め、女性の要求をつかみ、男女平等の視点に立った職場点検を重視する。2月21日には春闘学習交流会を開き、実態調査の共有やグループ討論を通じて春闘に取り組む予定だ。

(全国一般東京①)【あらゆる課題を結合した国民的な春闘の展開】

全国一般東京地本は、26春闘において賃金と政治課題、平和問題の包括的な運動を展開すべきと考えている。4月9日の第2次全国統一行動後に国会要請行動を計画している。

また、日本アクリル社の工場閉鎖問題では、12月10日に東京都労働委員会が申し立てを全て否定する命令を出した。他にも東京電力メーター請負のワットライン、白梅の団交問題、学研教室の労働者性問題など、多くの争議を闘っている。26春闘では大幅賃上げや最賃引き上げ、労働者の人権、平和憲法を守る問題を結合して戦っていく方針。

(全国一般東京②)【ナショナルミニマムを求める春闘に】

金融資本主義の問題点と、高市首相の軍拡による経済回復を目指す危険性を指摘し、26春闘では労働者が国民全体の要求を掲げ、労働三権をかけて立ち上がる決意が必要だと強調。

1997年の会社法改正以降、純粋持ち株会社の解禁により実質的な決定権を持つ親会社との交渉権が奪われている問題に対し、昭和ゴム労働組合の東京都労働委員会への提訴を例に挙げ、ファンドの経営者を審問に引き出した成果を報告。また、フランチャイズ契約の学研教室講師の労働者性が認められなかった問題についてはILOへの提訴を準備中。26春闘では全国一律最低賃金の法制化を要求の要に据え、年金や農業従事者の所得保障、医療、教育などのナショナルミニマムを掲げて闘う方針を示した。

(新宿区労連)【レバカレと公契約条例運動の活動】

新宿区労連・新宿一般はレイバーユニオンカレッジ(全労連主催)に7名が参加し、ローカルユニオンの未来と労働相談活動の分科会で4名が発言した。

また、介護ユニオン分会を設立し、事業主やヘルパーが集まり活動している。最近では介護関係者2名、大学生1名、歌舞伎町のホステス1名が新たに加わった。公契約条例については、12月12日の第3回審議会で下限額が1573円に決定された。アンケートには164事業者と313人の労働者が参加し、様々な内容が把握された。今後も公契約条例の効果を民間に広げていくために活動を続ける予定だ。

(東京国公①)【再任用職員の待遇や職員宿舎の課題】

東京国交では、65歳の再任用係長職が新卒入社数年の職員と同等の低い給料で働かされている実態がある。基本給が低く、ボーナスも待遇が悪いため、「この待遇でこの仕事はできない」と辞めていく人もいる。

また、築50年の老朽化した公務員宿舎では、洗濯機置き場がなく水漏れ事故が発生し、96万円の原状回復費を請求された事例や、風呂場に閉じ込められて消防に救出された事例もあった。さらに、女性トイレが少なく全て和式であるなど、職場環境の問題も多い。今後はこうした職場の問題を一つ一つ改善していくことが労働組合として重要な取り組みになると考えている。

(東京国公②)【高市内閣発足と霞ヶ関職員の働き方について】

高市内閣の政治姿勢について報告。午前3時の勉強会問題は、総理が答弁書を自分の言葉に変えるために行われたもので、職員の答弁作成の業務時間は変わっていないと説明。また、台湾有事を存立危機事態と発言した問題では、事務方の用意した答弁と異なる発言をし、中国との関係悪化を招いたと指摘。さらに、防衛費を2%に増やす一方で、消費税引き下げなど国民生活に直結する対策が取られていないことを批判。高市総理は自分の方針に従わない官僚の首を切る可能性があり、労働組合にとって危機的状況だと警告した。

(北区労連)【非正規労働者の実態と26春闘の決意】

北区労連は、日販本社前で抗議行動を行い、王子流通センターで働く非正規労働者の深刻な状況を訴えた。月収10万円を下回る労働者がおり、昼食は食パン1斤やコーヒー牛乳だけで済ませている実態がある。この行動に対してSNSで「転職をするべき」「自己責任」などの反応があったが、これは個人の問題ではなく労働条件の問題だと主張している。春闘では、非正規労働者の賃金底上げ、生活防衛の視点、元請責任の可視化を重視する方針だ。労働条件の問題として社会に向けて発信し続け、現場の声を共通の要求にして協働の力にしていく考えだ。

(世田谷区労協)【潮流を超えた結集と公契約条例について】

世田谷地区労は2006年4月に様々な労働組合を結集し、地域課題や行政への働きかけを行ってきた。26春闘に向けて、暮らしとなりわいの問題(公契約条例)、暮らしを支える福祉の問題、平和の問題の三つを重点課題としている。

公契約条例は2014年に成立し2015年4月から施行され、11年目を迎える。11月27日には労働報酬下限額について、未熟練労働者の率を70%から80%に引き上げ、委託の下限額を現行1460円から150円引き上げて1610円にする意見書を提出した。2月下旬には春闘学習会を開催し、地域で誰もが住みやすく暮らしやすい環境を目指して活動を続ける予定だ。

(東京地評青年協)【青年の要求に寄り添った活動】

最低賃金が1226円に上がっても物価高騰の影響で生活が苦しい状況が続いており、特に青年層で深刻だと指摘。池袋駅前での宣伝行動でのアンケートでは、最低賃金1500円以上を求める声が多かったと報告。また、東京で働く人が東京に住めない住宅問題の深刻さも訴えた。青年層の組合活動への参加を促すためには、困りごとが解決した後の居場所作りが重要だと強調。12月21日に異業種交流会を企画し83人の傘下で大成功した。組合に良い思いを持ってもらえるよう取り組んでいくと述べた。

(出版労連)【教科書価格とデジタル教科書検定の問題】

出版労連は1月29日の大会で26春闘方針を決定する予定、最低賃金額を昨年の1500円から1700円に引き上げる案を固めた。取次支部の労働条件改善やフリーランスの労働条件整備にも取り組む方針。教科書価格の改定にも力を入れており、50年近く適正価格の見積もりが行われていない状況を改善し、教科書発行者の経営を支えるよう求めていく。また、次期学習指導要領で電子教科書が普通の教科書と同等に位置づけられると、同時進行で作成する必要が生じ現場の負担が増すため、コスト増を踏まえた価格設定を求める。スパイ防止法案については、政府の気に入らない人を取り締まる恐れがあり、法案阻止に向けて連帯して取り組む決意を表明した。

(国労東京)【利益より安全性重視への転換を求める闘い】

今年の中央行動が3月3日に計画され、基本給に対して7%（2万1000円）の要求を基本とする方針が1月27日の中央委員会で決定される見通しだと報告。

JR東日本の2024年度決算では利益剰余金が2兆4520億円（前年比7.1%増）、営業利益3451億円、経常利益2966億円、純利益1964億円にもかかわらず、地方ローカル線の廃止を目論んでいると指摘。安全面では新幹線の重大インシデントや架線切断などの事故が頻発している。駅の委託無人化が80%に達し、みどりの窓口廃止計画は凍結されたものの、サービス低下が進行。来年の運賃値上げ幅は7.9%となる見込みで、安全とサービスの問題を含めた運動を春闘共闘の協力を得て進めていく考えを示した。

(三多摩春闘共闘)【SNSを活用した春闘の「見える化」】

三多摩春闘共闘は2月18日に小金井宮地楽器ホールで決起集会を開催し、YouTubeでの動画配信も行う予定。「動けば変わる」というスローガンのもと、ターミナル駅での宣伝行動やSNSでの共通ハッシュタグを用いた活動を計画している。

中高年層の賃上げについては、評価制度の問題や「パイの理論」を乗り越える必要性を指摘。東京都労働委員会の対応の遅さや不当労働行為認定の弱さも課題として挙げた。また、就業規則変更時の意見書添付理由書の問題や労基法解体の危機についても言及。これらの問題に対して、労働組合が法制度の適正化を求めていく必要があると強調し、今後も諸団体と連携して取り組んでいく決意を表明した。

(3) 東京地評第1回評議員会 (2026.1.25)**JMITU 北部地区協議会**

26春闘、大幅賃上げ獲得、特に再雇用者の賃上げと、職場にいる若い組合員の力が発揮された経過。東洋精機製作所支部、25春闘、1万8000の賃上げ。24年の秋闘のときに再雇用者の処遇改善を要求、今まで60歳定年時の6割程度が75%にという回答が示されて、25春闘から適用。東洋精機は、23春闘1万300、24春闘1万500、昨年1万8000円を獲得した結果、再雇用になった人の次の年の再雇用になってくる人の賃金が高くなる。25春闘のときに再雇用者にも賃上げを要求し、残念ながら前進回答はなかったが26春闘では改善させさせていきたいという回答が会社から引き出した。

鈴木シャッターは、賃金が定年時の60%から55%に下げられていたが、昨年4月から75%に引き上げ、7万ぐらい賃金が引き上げ。再雇用者は賃上げの必要性が実感された。

若手の力、後継者の育成。会社も新規採用を再開し、今20代の組合員が8人、全体27人のうち8人が20代の組合員。職場討議の中で若い人たちから、工場内が40度を超えるときある労働環境で、シャワールームは42年前のままボロボロで改善を要求。会社は簡単にのんだ。その後、組合要求ではないが天井に換気扇を付けたり、ロッカーの交換など会社側は年間1000万円近く環境改善に費用を使うようになった。25秋闘で、現場のトイレにエアコン設置を要求したら検討すると回答、多分通るだろう。

副委員長は22歳、組合が学習教育を怠っていると会社側に持っていかれる。支部の将来のかかった人材育成を進めたい。

東京医労連

医療現場では、人手不足と長時間労働が深刻化し、離職が止まらない状況が続いています。今回の診療報酬改定は、30年ぶりの高水準とされていますが、それを現場労働者の賃上げに確実につなげなければ意味がありません。東京医労連では、26春闘で月額5万円のベースアップ要求を掲げています。

とくに都立・旧都立病院では、慢性的な欠員状態が続き、1人当たりの業務負担が限界に達しています。2月28日には旧都立病院との共同行動を予定しており、診療報酬改定分を人件費に回すよう強く求めています。医療の質と安全を守るためにも、賃金改善と同時に人員配置基準の見直しを実現する必要があります。

自交総連東京

タクシー業界では、ライドシェア導入をめぐる議論が急速に進められていますが、労働条件や安全面への配慮が極めて不十分です。安易な規制緩和は、タクシー労働者の賃金低下と事故リスクの増大を招きかねません。実際、都内でも長時間労働と低賃金により離職が相次いでいます。

また、運賃改定についても、物価高騰の中で労働者の生活を守る視点が欠かせません。自交総連としては、ライドシェア問題を単なる利便性の議論に矮小化させず、公共交通のあり方と労働者の権利を守る立場から、国や都に対して引き続き声を上げていきます。

東京地評青年部協議会

東京地評青年協では、2025年末に異業種交流会を開催し、83名が参加しました。製造、医療、福祉、運輸など多様な職場の青年組合員が集まり、賃金や長時間労働、将来不安について率直な意見交換を行いました。初参加の組合員も多く、組合活動への関心を高める貴重な機会となりました。

2026年3月8日には青年大会の開催を予定しており、あわせて外国人労働者の組織化をテーマにした学習会も企画しています。26春闘では、最低賃金東京2000円の実現を掲げ、青年の声を前面に出した運動をさらに広げていきたいと考えています。

都教組

給特法改定により、教職調整額が現行4%から2026年以降、毎年1%ずつ引き上げられ、6年後には10%になるとされています。しかし、これは長時間労働を是正する仕組みにはなっていません。現場では、授業準備や事務作業が業務時間外に及び、月80時間を超える時間外労働が常態化しています。

人員増による業務削減と、残業代不払いを前提とした制度そのものの見直しが不可欠です。26春闘では、定数改善と労働時間短縮を一体で求め、教育現場で安心して働き続けられる環境づくりを目指します。

福祉保育労東京

福祉・保育現場では、処遇改善予算が十分に現場へ届いていない実態があります。東京では人材確保が困難となり、欠員による負担増が深刻です。福祉保育労では、1月31日の臨時大会でストライキ権を確立し、全職場で2月中に要求書を提出する方針です。

26春闘では、市福祉労働者の大幅賃上げと処遇改善を掲げ、3月12日に産別統一行動を実施します。また、組織拡大では秋の大会までに1500人、毎月各職場1名以上の拡大を目標とし、現場から運動を強めていきます。

東京地評女性センター

女性センターは、2025年11月24日にラパスホールで第7回定期大会を開催し、11単産5地域から57名が参加しました。大会では、ジェンダー平等、ハラスメント根絶、長時間労働の是正が共通課題として確認

されました。

教員からは、給特法のもとで「定額働かせ放題」が続いているとの切実な声が出されました。26 春闘に向け、2 月 21 日に春闘学習交流会を開催し、女性労働者の実態調査結果を共有します。職場の実態をもとに、具体的な要求づくりにつなげていきたいと考えています。

全国一般東京

全国一般東京地本では、26 春闘を大衆運動と政治闘争と結びつけて取り組む必要性を強調しています。日本の労働者の約 3 分の 1 が非正規雇用であり、低賃金と不安定雇用が固定化されています。物価高が続く中で、賃上げは待ったなしの課題です。

街頭行動や署名活動を通じて、10%以上、月額 3 万 3 千円以上の賃上げ要求、最低賃金全国一律 1700 円、東京 2000 円の実現を訴えていきます。26 春闘を社会全体の課題として可視化していきたいと考えています。

東京自治労連

東京自治労連では、生計費調査運動に取り組んでいます。26 春闘では 5000 人規模の調査を計画し、まず 2000 人分の集約を目標としています。実際の生活費を明らかにすることで、賃金の低さを具体的に示すことができます。

自治体職場の賃金改善は、住民サービスの質にも直結します。調査結果は他産業とも共有し、春闘要求の根拠として活用していきたいと考えています。

移住労働者ユニオン

外国人労働者の労災発生率は、技能実習生で 3.98%、特定技能で 3.91%と高水準にあります。さらに、労働基準法違反は 73.3%に上っており、深刻な状況です。言葉や在留資格の問題から、被害が表面化しにくい現実があります。

移住労働者ユニオンでは、地域学習会への講師派遣や相談活動を強化しています。東京地評加盟組織との連携を深め、誰一人取り残さない運動を広げていきます。

東京土建

担い手三法の完全施行を受け、建設労働者の適正賃金確保が重要な局面を迎えています。法制度を生かすためには、現場からの請求・要求運動が不可欠です。

東京土建では、公契約条例の制定と活用を進め、地域全体の賃金水準を引き上げる取り組みを続けています。26 春闘では、建設労働者の生活と誇りを守るため、請求運動を一層強化します。

三多摩労連

軍事費が急増する一方で、社会保障や暮らしの予算が抑制されています。横田基地を抱える三多摩地域では、騒音被害や基地負担が続いています。平和で安全な暮らしを守るためにも、軍拡に反対し、福祉と生活を優先する政治への転換が必要です。

26 春闘では、平和と生活を守る視点を運動に反映させていきます。

出版労連

出版・情報産業では、資本変更や再編が相次ぎ、雇用や労働条件への不安が広がっています。現場では人員削減と業務増加が進み、長時間労働が常態化しています。

組合として早期の情報共有と交渉を重視し、雇用の安定と表現の自由を守る取り組みを進めます。26 春闘では、業界特有の課題を共有し、労働条件改善を求めていきます。

武・三地区労

武蔵野・三鷹地域では、公契約条例制定の成果が一定程度広がっていますが、組織人員の減少が課題となっています。運動を継続するためには、新たな担い手の育成が不可欠です。

地域に根ざした活動を通じて労働組合の役割を伝え、26 春闘を契機に組織の再活性化を図っていきたくと考えています。

5、26 春闘をどうたたかうか—東京地評 26 春闘方針案（概要）

東京地評の賃金闘争方針は年間を通じての取り組みとして提起し、産別の垣根を越えた共闘をつくる年間賃金闘争、産別の強力な闘争をもってしても打開できない課題を真の国民春闘によって突破していく方針です。

25 秋季年末闘争期間に『公民共同・東京自治労連 10.15 統一行動』『東京医労連 10.15 統一行動』の2つの集中統一行動、『医療崩壊を阻止、ケア労働者の賃上げアクション』『教育アクション・せんせいの長時間過酷労働をなくせ』の2つの全都的な地域ゾーン宣伝を成功させました。産別の課題を超えて社会問題化している「医療・ケア労働者の処遇改善」「せんせいの長時間過密労働の解消」「公務員の賃上げ、中高年の壁問題の打開」を加盟組織全体で取り組みました。

また、最低賃金の改定日(10.3)を前後に、最低賃金の改定額周知徹底・この最賃では暮らせないと訴える行動を実施しました。

年間賃金闘争の第1期にあたる25秋年末闘争は、①25春闘で獲得した賃上げの流れを公務労働者の賃上げ・人勧闘争へとつなげて一定の成果を勝ち取り、②最賃闘争においても生計費調査のアップデートで時給2000円の要求根拠を確立して東京の最賃時給63円引上げ世論をけん引し、③低賃金・長時間・過酷労働の医療従事者と教員(せんせい)の待遇改善という社会的賃金課題を全都宣伝によって強く世論に印象付け、法制度改定の流れを後押ししました。真に国民的な賃金闘争をつくっています。

26春闘においても基本戦略である産別の垣根を越えた共闘、産別と地域、公務と民間の共同行動の実践による真の国民春闘をたたかいます。

(1) 何を目的とする春闘か—富の偏在・歪んだ日本経済を正す26春闘

日本経済は、大企業を中心に過去最高水準の利益を上げており、一部製造業にトランプ関税の影響はあるものの、大幅賃上げの原資は溢れるほどあります。

高市自維政権の発足により、「積極財政」の名のもとに18兆円もの巨額補正予算が組まれましたが、国民生活を支える施策は微々たるもので、国債発行による大型予算は結局のところ円安・物価高騰の悪循環を加速させ国民生活を苦しいものにします。防衛関連予算のGDP比2%は25年度の補正予算で突破しており、米国製中古兵器の爆買いと国内軍需産業へのバラマキとなり、真に北東アジアの軍事的緊張を高めています。

株価はバブル状態で高騰しつつ不安定な値動きで、円安は加速して輸入品価格を高騰させて、長期金利も2%を突破して上昇、住宅ローンに直接悪影響となっています。米価に至っては増産政策の撤回により上がり続け、食料品の多くも「値上げできなかった商品の値上げ」へとつながっています。実質賃金が下がり続けている中、国民は収奪されるだけで「耐久生活」を強いられています。

労働分配率は大企業を頂点に中小企業に至るまで下がり続けています。富は偏在し、日本経済は歪んでいます。この不公正・不公平、歪んだ経済構造、貧困と格差を拡大再生産させ続ける日本経済の根本を変革する春闘です。

いき過ぎた富の偏在、大企業を中心に蓄積された巨額の内部留保や利潤を賃上げの原資として使わせる職場闘争は、職場経営陣との集団交渉において背景資本や上位企業の過剰利益を「どう賃上げ原資として獲得

するか」射程に入れ、労務費を含めた価格転嫁を職場要求と固く結びつけて交渉します。

大企業に蓄積された内部留保や利潤から直接的に賃上げ原資を引き出すたたかいは、一次的には大企業内組合の賃金闘争であり、賃上げの成果は職場内の労働者などに限定されます。中小下請企業の労働組合が大企業と直接交渉することはできません。国内産業の圧倒的多数の中小下請企業に、賃上げ原資を上位の大企業の利益・内部留保から引き出すには、中小企業の労働組合が職場の経営状況の良し悪しに関わらず経営側に対し「労働組合の要求に見合う労務費の価格転嫁を上位企業に要求させる」ことです。民間の中小企業の職場の要求で、間接的に内部留保を引き出す賃金闘争と言えます。

公正な分配を実現する春闘として「労務費の価格転嫁」も含めた社会的賃金闘争も位置づけていきます。これらのたたかいは国民的な要求であり、真に国民春闘です。

(2) すべての労働者の大幅賃上げを勝ち取る26春闘

現在の労働組合の組織率は16%と低く、企業内組合としての活動が強い組織的な性格により、組織率の低さ以上に社会的闘争力が欧米諸国の労働組合のように強くありません。未組織の労働者・国民には、労働組合の存在意義が見えにくくなっています。たたかう労働組合として26春闘は、すべての労働者の賃上げを視野に入れた賃金闘争、すべての労働者と一緒にたたかう春闘を目指し、多くの労働者を労働組合に迎え入れる春闘、要求実現と組織建設を両輪で追及します。物価高騰の中、広範な国民世論に依拠した賃金闘争と、賃金闘争の可視化・社会化を意識して行動を設定します。

職場闘争を主軸としながら、産業全体の賃上げを求める産別統一要求と闘争に団結・結集し、産別の力をもってして解決できない課題を産別の垣根を越えた共闘(首都の結節点行動、産別統一行動への集中、公・民共闘、地域共闘による世論喚起)で打開していき、広範な賃金闘争の共闘を労働者・国民の賃金要求(物価高騰に苦しみ、物価高騰を上回る賃上げを求める)と結合して社会問題化(地域春闘を軸に地域に打って出る)していきます。

たたかう労働組合は、まず自らの組織を拡大・強化し、職場と地域で存在感を高めることが必要です。職場・地域で労働組合の存在意義を明らかにし、未組織の労働者に「労働組合に加入して一緒に声を上げる、一緒に要求する」呼びかけを通じて、組織の拡大と春闘を両輪ですすめます。

未組織の労働者に対するアプローチのポイントは、組織化の対象者として接するのではなく、一緒に声を上げる仲間として呼びかけることが大事です。未組織の労働者の大幅賃上げ・処遇改善を視野に入れた春闘へと本格的に飛躍させることが求められています。

組織建設と要求実現、職場の要求からすべての労働者の要求へ、視野を広く持ち、闘う構えを構築する春闘とします。

(3) 26春闘一個別の課題と戦術

職場闘争は春闘の最前線です。すべての組合員と未組織の職場労働者が賃上げの声を一緒に上げられる運動づくりが求められます。要求討議など日常活動の中で対話を重視し、組合民主主義を徹底し、それぞれの職場が抱える具体的で切実な要求・譲れない要求をつむぎ出し、職場の誰もが団結できる固い要求を結晶化していきます。

誰もが団結できる固い要求をつくり上げれば、その要求を貫徹するためのスト権の確立の必要性も意思統一されてきます。職場闘争は単産の支援も重視し、産別統一闘争として位置づけも堅持して取り組みます。

産別統一闘争は、職場要求に加えて産業全体で勝ち取るべき要求を明らかにし、「黙っている」「眠って

いる」職場は激励して立ち上がりをつくりだし、容易な妥結に陥らないよう闘争水準を引き上げることが求められています。

産別統一闘争では、職場闘争の相互支援、闘争情報の意思統一を重視し、産別の力で打開できない政治的
要求は産別の垣根を超えた社会的賃金闘争として発信し、東京地評でも重点方針化します。

ストライキ戦術は、25 春闘においても粘り強くたたかう労働組合の意思と力を示す重要な闘争形態でした。
ストライキを配置した産別統一闘争と地域春闘との連携戦術、官(公)民共同行動の設定など相互連帯の運動
を強力に展開します。

26 春闘においても単産・単組・支部でスト戦術を進化させ、スト権の確立による力で職場闘争を励まし、
粘り強く要求にこだわり、回答を幾度も引上げさせた 25 春闘の教訓を生かした闘争としていきます。スト戦
術は、たたかう労働組合の闘争手段として各単産でも方針化されており、実践することでたたかう春闘は復
権しはじめています。

現場・単組・支部においてスト戦術は進化(スシロー店舗ストと地域の共闘、職場ストを職場ごと包囲す
る産別の行動、昼休み全フロア・スト決起集会、指名ストから全員ストへの発展など)しています。スト戦術
の進化を各単産ではしっかり教訓として汲みとり、さらなる発展をめざします。

首都東京の結節点行動を東京地評として独自に設定(4.9)し、産別の垣根を超えた国民春闘の実践、産
別と地域の共闘、官(公)民共同に取り組みます。

公的部門の大幅賃上げや絶対的に経営の厳しい中小企業、背景資本に経営を篡奪された企業など、強力な
産別統一行動をもってしても解決できない局面を、社会的賃金闘争としてたたかう結節点とします。

最賃闘争は、東京は 10 月改定で過去最大額 63 円引上げの時給 1226 円で決定しました。「過去最高額」
の引き上げであり、東京の発行日を 10 月 3 日で遅らせなかったことなど少なくない意義がありました。しか
し、この時給では日本中どこであっても暮らせないことは最低生計費試算調査で明らかです。東京地評が実
施した 2025 最低生計費アップデートにより、東京では時給 2000 円が必要です。

東京では改定最賃の発効日(東京都 10.3)に全労連・国民春闘と共同の秋葉原宣伝を実施し、改定日を前後
して全都的な宣伝行動を実施しました。

26 最賃闘争は、東京では生計費を根拠に時給 2000 円を求め、世論喚起の宣伝と最賃署名を集める大衆運
動もアップデートして展開します。

社会的賃金闘争は、①最低賃金の大幅引き上げ、②公務の非正規差別賃金をなくす、③公契約条例の制定
と制定自治体の拡充運動、④労務費を含めた価格転嫁の徹底を追求します。以上の 4 つの賃金闘争は制度的
賃金闘争であり、公的ルール of 制定と拡充により賃金を引き上げる運動です。さらに広い意味で、公的部門
の拡充(予算獲得)による賃金闘争として、人勧闘争、医療・介護・福祉と教員の賃上げと時短要求・人員配
置、長時間過密労働の解消を社会的な賃金闘争として取り組みます。

公的分野においても労務費の価格転嫁を求めることも重要です。政府予算はすべて国民の税金で成り立っ
ており、法人税など企業が支払う税金も労働者・国民の労働によって生み出した利益から支払われています。
従って医療・介護・福祉など社会保障分野は、国民の必要を満たす適正かつ十分な予算配分がされるべき施
策であり、憲法に明記された国民の基本的権利を裏付けるものでなければなりません。

社会保障分野は利益・利潤の追求が求められる「産業」ではありません。「費用対効果」など持ち出し直
接の国民サービス支出を切りつめるなどは言語道断であり、誤りです。最も人の力、対人サービス、マンパ
ワーが求められる分野で、平均的な労働者の年収より低く抑え込まれているなどありえないことで、人件費
相当分の予算が確保されていないなど看過できない問題です。公的分野における労務費の価格転嫁の問題も
追求していきます。

非正規春闘は、構造的な差別賃金下におかれた労働者の賃金闘争であり、すべての労働組合の課題でもあります。また、非正規労働者は正規労働者以上に未組織状態に置かれている労働者であり、内心で賃金の大幅引き上げを強く要求していても孤立し、分断されています。非正規春闘との連携を一層と強化し、協力・共同し賃上げの獲得と組織化の両輪ですすめていきます。

26 春闘は要求実現の力となる組織化も両輪で追及していきます。組合員に依拠して各職場、地域で仲間を増やし、多数の力を結集し、一つとなつてたたかいます。

国民のすべてがたたかう労働組合の存在意義を実感し、大きな期待と信頼を寄せる国民春闘をつくります。

労働基準法の抜本改悪の阻止は重点です。26 年通常国会で法案の審議をしないとの報道も出ていますが、まったく楽観視できません。労基法の改悪問題は、高市政権の発足によって劇的に加速させられようとしており、労働時間の上限規制の緩和も含めて財界の要求丸呑み状態です。すべての労働者にかかわる問題であり、労働組合の系統を超えての協力と共同、社会的な運動と世論をつくっていくことが重要です。労働者を守る最低限の規制の廃止・削除、職場から少数組合を排除する大改悪を断固阻止するたたかい構えをつくります。

地域組織は、地域から社会保障・平和・税制の要求など社会的課題と、地域独自の住民要求や市民運動との共同を広げていきます。自治体要請や制度政策要求の実現に向けて、中小企業団体や地域経済団体と連携をつくり、地域社会の底上げにつながる地域循環型経済の発展、地方自治体からの制度要求を具体化します。

2 月の地域総行動を大きく展開し、単産(単組・支部)と地域組織の共同の取り組み、連携強化、相互の支援を意識的に強化します。組織化が遅れている非正規の処遇改善の課題は地域から世論をつくります。住民要求や市民運動との共同を広げ、地域が抱える問題の解決に共同して取り組みます。

地域春闘の重点課題として最低賃金と労基法改悪阻止を位置付けます。

未組織の組織化・中立労組への働きかけと労働生活相談・支援活動を拡充します。特にパート・アルバイト労働者に接近をはかります。

対政府要求では、政府に対しては、物価高対策と賃金引上げ、生活改善に、財源の裏付けのある消費税減税を要求していきます。社会的賃金闘争や賃金闘争の社会化運動は、政治に対する積極的な働きかけの運動と両翼ですすめます。

地域からも地方自治体に対し、最賃引上げと中小企業支援策の拡充に向けて行政と懇談し、会派の状況を見極めながら意見書採択などの運動と、公契約条例の制定・適正化運動をすすめていきます。

東京地評も国会議員要請、中央省庁に対する要請運動をつくっていきます。

政治情勢の変化に対応した賃金闘争・制度要求は、衆議院選挙の結果によって戦術を検討します。2024 年の衆院選、2025 年の参院選の結果は国民の意思の表れであり、物価高対策としての消費税の減税、賃金を大幅に上げて生活を改善することを政治に要求したと言えます。

石破前政権は、政府目標として時給 1500 円の達成時期を「2020 年代中」に前倒しするとしましたが、高市首相が事実上破棄しました。全国一律最低賃金 1500 円以上の要求を取りもどすため、「政治課題」に押しあがった最低賃金 1500 円の実現を政治に対しても訴えていきます。

政治情勢の変化に対応して地域からも地方自治体に対し、最賃引上げと中小企業支援策の拡充の意見書採択などの運動と、公契約条例の制定・適正化運動をすすめていきます。

東京地評も都議会や東京選出の国会議員要請、中央省庁に対する要請運動をつくっていきます。

6、組織建設の方針(概要)－後継者・人をつくる学習活動の強化

(1) 労働組合は民主主義の学校である

物価高騰に賃上げ水準は追いつかず、国民生活は苦しい状態を強いられています。

国民生活を守るべき政治は役割を果たせず、国民生活と顧みず・乖離した政治家が私腹を肥やして政策を歪め、怒りの矛先が排外主義的・極右ポピュリズムの台頭を許しています。2度の国政選挙と都議会議員選挙による国民の審判は、政治に対する憤りの表れですが、結果として生活の改善を生みだしていません。

日本のほとんどの職場には「たたかう労働組合」は存在せず、職場には憲法も労基法も民主主義もありません。

政治にも、職場にも、労働者・国民の意思は反映されず、民主主義は存在しないかのような社会となっています。

労働組合は民主主義の学校です。労働組合だけが日常生活から発生する不満・不安と要求を、同じように感じる仲間と団結することにより共に解決に向けて歩める組織であり、職場の要求を実現し、社会の不正義を正せる存在です。労働組合の活動は、組合民主主義の徹底により運営されることで、民主主義を実践で学べる場所となります。

各組合で組織する仲間を集め、産業と職場の問題と課題、矛盾を明らかにして、その解決を実践するため労働運動と組合の存在価値を大いに学習していきましょう。

26春闘にむけた要求討議、方針を学習し、要求実現へと踏み出します。労働組合が、労働者・国民の民主主義を取りもどす実践の先頭に立って行動するときです。

(2) 産別の垣根を超えた組織建設の共闘は地域組織から

－地域組織の労働組合の基礎学習会を開催し、活動家・後継者を育てる－

地域組織で労働運動・労働組合の基礎を学ぶ連続講座を開催していきます。単組・支部から若手組合員を中心に多くの参加を促し、後継者・活動家育成を、地域組織を結集軸として取り組みます。

地域では、新宿区労連のTOYAMA講座をはじめ、江東区労連、千代田区労連、八王子労連などで労働組合の基本を学ぶ連続講座を開催し、単組・支部から参加者を集めています。

地域組織で労働組合の連続基礎講座は、なぜ必要か？

単産で独自に行う学習会は、産別の課題と歴史的運動や経過の枠の中の学習となり、それ自体は絶対的に必要不可欠な取り組みです。しかし、単産の学習会は組織の必然的性格から産業の垣根を超えることはできません。地域組織だけが垣根を超えられます。

地域組織の執行部は単産のOBが中心で、たたかう労働組合の歴史と伝統、存在意義を自らのたたかいによって学んできた幹部の集まりです。地域では現役で活躍し、産別の垣根を超えて運動している経験を持っており、地域組織はその意味で知的財産の宝庫です。地域組織で開催する学習会は、それぞれ単組・支部という働く現場にもっとも近いところでつながれること、職業や世代を超えて交流できる多様性があり、ここでの学びが後継者育成、基礎組織の強化につながります。

東京地評は、単産と地域が結合できる学習・教育活動の支援を継続し、広く全ブロック内で基礎講座を開催できるようすすめます。

(3) 地域組織の組織建設は、加盟単組の組織建設—相乗効果を生みだせる

地域組織は、加盟単組・職場の進んだたたかい、要求実現の成果などの経験交流する場として積極的な機能を持っています。

また、単産の重点課題について、地域組織を通じてすすめること(東京土建の100万人署名、自交総連のライドシェア反対運動、教育の署名など)で、地域組織の存在意義と運動が単産にフィードバックされ、単産の重点課題もすすみます。

地域組織は、加盟単産の重点課題を正面から取り組むことが大事です。

7、産別の垣根を超えた組織建設は地域組織を軸に

(1) 地域労働運動の3つの位置づけと役割

地域労働運動は、労働組合の組織率低下と企業別組合の「企業内主義」の弱点を克服し、新たな発展を切り開く上で重要な「プラットフォーム(加盟組合が地域で活動する土台)」。

地域組織は、労働組合を知らない労働者・市民に労働組合の存在意義を明らかにし、社会的賃金闘争など労働者の権利を擁護する広範な運動によって市民から信頼される組織になりえます。困難事案を抱える多くの未組織労働者にとっては労働組合の入り口であり、信頼して相談できる最後の砦です。

地域組織は、地方自治体に対しては地域の要求をまとめ、要請運動などで直接市政の変革を実現する組織です。そして、地域からの共同の運動と共闘を発展させ、草の根から政治の流れを変えていくうえで重要な拠点。

地域組織—3つの位置づけ

- ①産業・企業間の壁を超え、公務・民間の隔たりを越えて、共同闘争をつくる最前線であり、地域の未組織労働者の組織化を進めていくうえで重要な拠点。
- ②地域課題、国民的課題や制度政策要求での共同闘争を前進させていく足場。
- ③政治革新の最前線であり、地方自治体の首長選挙や都知事選挙など要求実現と政治の結合点となる運動の場であり、政治を国民の手に取り戻すたたかひの拠点。

(2) 地域組織と単産—共同強化のメリット

①単産と地域組織を構成する組織形態の最大のメリットは、東京地評の運動方針や産別の方針について、他の産別と地域、単組・支部の複眼的視点で検討し、具体化すること、運動の広がりをつくれることにあります。

⇒1つの方針・課題を単産だけでなく、地域においても追求することで、方針や課題の理解と推進が縦軸と横軸でつながって深まり、東京地評の加盟組織の全体に伝わります。運動の広がりや発展、前進につながっていくことができます。

⇒単産と地域組織の役割は異なる場合もありますが、東京地評という首都のローカルセンターに結集し、協力共同する関係をつくり、単産の垣根を超えて具体的な一致点・共通課題を明確に打ち出して、運動を連帯して進められます。

②奮闘している地域組織

⇒毎月、機関会議を行い産別の垣根を超えて意思統一することで、地域独自の組織強化、国民的課題での宣伝や自治体要請、平和と民主主義を守り、貧困対策、政治革新の運動の中心的役割を担っています。

⇒地道な活動が地域組織の土台をつくり、運動が広がり、組織建設の基礎になります。ただし、組織強化の課題は独自に追求し、単産の問題としても捉える必要があります。

おわりに

「たたかって学び、学んでたたかう」、出身の東京土建の闘争と学びの原点です。

東京土建では、まず「たたかって」がはじまりです。

東京土建の先人たちは戦後の「ケガと弁当は手前もち」と言われた時代から建設労働者の労働条件改善と、差別と偏見の目で見られていた建設産業従事者の悔しさをバネに社会的地位の向上を目指して固く団結して闘い、組合創設期は本当に血を流して奮闘してきました。

地域春闘は、たたかう労働組合の歴史と意思を受け継ぎ、春闘要求の獲得と組織拡大運動を両輪で前進させるため、産別の垣根を越えた連帯を強化し、奮闘していきましょう。

(編集：千代田区労協事務局長 小林秀治)

※皆さんからの投稿、感想・ご意見などお待ちしております。

* 千代田区労協通信バックナンバー／http://www.chyda-kr.org/kuroukyou_news2023.htm